

中川事務所新聞

第36号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【役員給与の損金不算入制度】

今年4月1日からスタートしている同制度について、国税庁のホームページから引用して簡潔にまとめてみます。

〔制度の概要〕

ある一定の場合を除き、社長の給与の一部を会社の経費として落とすことが出来ない。

〔対象となる会社〕

①常勤役員の数以上を身内が占めている。

②資本金の90%以上を身内が保有している。

上記①と②共に該当する会社

〔例外〕

社長給与+会社の利益が800万円以下の場合。

〔経費で落とせない額〕

例1：給与が年65万円の場合

⇒全額

例2：給与が年180万円の場合

⇒72万円

例3：給与が年360万円の場合

⇒126万円

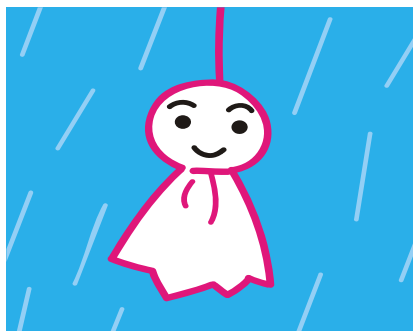
例4：給与が年660万円の場合

⇒186万円

例5：給与が年1千万円の場合

⇒220万円

なかなか大変な制度が始まったものですね。



【保証協会の格付け制度が稼働しています】

以前もお伝えしましたが、決算内容によって保証料に格差をつける制度がスタートしています。私の周りでも高格付けを取得して低保証料の恩恵を受けている事業所があります。

保証料+金利の実質金利が下がったことで、制度融資の戦略的な活用が期待されます。都市銀行等のプロパー融資も加わって、中小企業でもしっかりした決算を行えば、金融面で有利になる場面が増えてきました。

【社名変更のお知らせ】

このたび私どもの有限会社アシストが株式会社アシストに変わりました。

特に株式会社には拘りがあつたわけではなく、会社法による各種変更を実験的に先取りしたというのが実態です。

知ってお得！？法律雑学

Q. 先日友人から「期日までに資金を用意するから手形を振り出して」と頼まれました。換金して現金を手に入れるそうですが、大丈夫でしょうか？

A. これを融通手形といいます。通常手形といえば取引の決済のために利用されますが、今回のように金融目的で利用される実態もあります。

融通手形も法律上の効力や取扱は通常の手形と何ら変わるところはありません。一旦流通すると、振出人の責任は免れないこととなります。商品取引の裏付け無しに振り出される融通手形は、堅実な商業手形に比べて不渡りになる確率が高いため、危険視され敬遠されます。

融通した相手先が行き詰る

と、融通者も倒産に追い込まれることも稀ではありません。あなたがやむなく融通手形を振り出さなければならないのであれば、確実に取り戻すために担保等を取っておくべきでしょう。



経営談義

【役割分担と人材活用策】

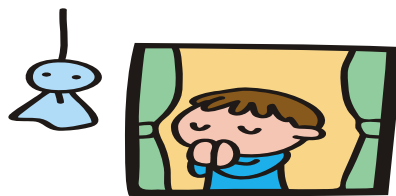
私のようなサービス系専門職の場合には特に当てはまることが多いのですが、零細企業においては実質的に社長一人だけという事業所は結構存在します。特に起業直後はある意味仕方が無いことですが、実は一人目を雇い入れるときが非常に重要であったりします。

ここで挙げる重要ポイントとは、経営理念や教育訓練といったことではなく（それはそれで重要ですが）、経営者自身の心構えの問題を言っています。

人を雇い入れるとそのこと自体が新たな問題の火種になったりしますが、雇い入れるこ

とに躊躇していると、潜在的にもっと大きな問題を抱えることとなります。典型的に見られる現象は、経営者活動の放棄です。

忙しくても自分ひとりで何とか捌けると頑張っていると、頑張っている自分に酔いしれてしまうことがあります。そうすると、次への営業活動がおろそかになり、将来の売上を作ることが出来ません。一種の機会損失というものです。



短期的に目の前の仕事を捌くことも重要ですが、経営者としては中長期的な視点も必

要です。他の人に代替出来る主に作業面の仕事を任せ、自らは営業活動を中心として経営者業に重心を移していく必要があります。

人を雇い入れることには大きな責任が伴うので、躊躇する気持ちは分かります。しかし、その責任を全うしていくことも経営者としての重要な仕事です。そして、その仕事の積み重ねが人間としての器を大きくしていくものと思われれます。

無謀な人材採用は論外ですが、組織としての役割分担、人材の有効活用という視点から、一度経営者というものを考え直してみたいはいかがでしょうか。

あともがき

五月二十一日に姫路城三の丸広場で「祭り屋台『姫路』」というイベントがありました。地元の屋台が出場するので、私も子供会の付き添いで終日参加したのですが、すごかったです。特に屋台の九台練りは素晴らしかったです。

先月は何故か交通事故に遭いそうな場面が多かったです。いずれも一時停止違反で突っ込まれるパターンだったので、三日連続して起こるとさすがにバイクに乗るのが怖くなりました。交通といえば今月から駐車違反が厳しくなりま



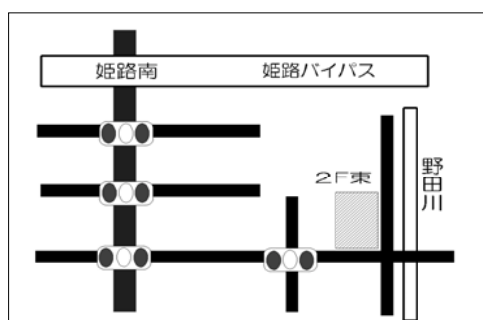
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp